

**米**国バイデン大統領は3月、公約集である2025会計年度予算教書を公表した。驚くべきは、本年11月の大統領選挙を控えて、増税をメインに据えつつ財政赤字を今後10年間で3兆ドル（約450兆円）削減する目標を掲げたことだ。国民負担増を避けようと詭弁を弄している岸田政権と比べ、財源を提示しつつ正面から政策を訴える姿は、どこかすがすがしく感じる。

さて予算教書では、昨年から実施に移されている自社株買い戻し課税（以下、「自社株買い課税」という）の税率を1%から4%へと引上げることがうたわれている。今回はこの税制について考えてみたい。

この税制は、2022年に成立したインフレ抑制法（Inflation Reduction Act、以下、「IRA」という）に基づくものである。IRAは、向こう10年間で計7,370億ドル（約111兆円）の財源を確保して、エネルギー・安全保障・気候変動対策のための3,690億ドル（約55兆円）の投資を行いつつ、3,000億ドル（約45兆円）以上の財政赤字削減を目指す野心的な内容となっている。エネルギー・安全保障・気候変動に関連して、税額控除を受けるための賃金要件（同種の実勢賃金を下回らない賃金が支払われていること）や国内生産要件（最終組立が北米で行われることなど）が盛り込まれた保護主義的な内容で、欧州諸国やわが国企業が対応に追われている。

財源には、15%の最低法人税の導入による2,220億ドル（10年間で約33兆円）に加えて自社株買い課税740億ドル（同約11兆円）が入っており、2023年1月から実施されている。内容は、上場企業が自社株を買い戻す際、時価の1%に課税するというもので、従業員向け福利厚生目的のものなどは適用除外となる。バイデン政権発足当初見込んだ法人税増税が、与党内の

抵抗に合い代替財源として浮上した経緯がある。

この税制の趣旨をホワイトハウスは、「富裕層と大企業にfair share of taxを払わせること」と、「利益還元のある方として自社株買いより賃上げや再投資の促進に誘導したいこと」と説明している。上院財政委員長（民主党）のワイデン議員は、「巨大企業は共和党が導入した減税による利益を、大規模な自社株買いを通じて富裕層の投資家や経営者に報いた。この税制により、企業は株価を押し上げて投資家らを裕福にするよりも従業員への投資を促進することになる」と説明し、貧富の差を是正するための税制と位置づけている。

税制特有の議論としては、自社株買いは株価を上昇させるが、その譲渡益は課税まで繰り延べることが可能で、配当と比べ有利な税制になっていること、さらには、株式譲渡益は外国株主には米国で課税されない（居住地課税）ことなども指摘されている。

自社株買いには多くのメリットがある。企業にとっては、余剰資金が一時的に生じた場合の機動的・弾力的な利益処分である。また自社株買いにより市場に出回る株式数が減少し、支払配当額を減らすことができ、買い戻した株式を従業員に報酬として与えることもできる。株主も、自社株買いで還元された資金を再投資できるので、経済全体に利益が波及する。メリットの多い自社株買いを抑制することは株価の下落を招くとウォール街は反発している。党派対立の象徴といえる税制で、ランプ大統領が誕生し議会も共和党になると廃止の可能性も高い。

わが国も、配当還元や内部留保の積み増しに偏る企業行動を、賃上げや人的・物的投資に変えていく供給サイドの改革の必要性がいわれており、米国の税制でどう変わるのか注目だ。

東京財団政策研究所研究主幹  
森信茂樹

# 税制之理

連載

第206回

米国の自社株買い税制を考える